

裁判官の心証開示の必要性

—— 証明負担軽減に際しての心証開示 ——

安井 英俊*

目次

- I はじめに
- II 心証開示についての議論
 - 1 心証開示の適否
 - 2 心証開示の具体的機能
 - 3 小括
- III 証明負担軽減に際しての心証開示の必要性
 - 1 証明負担軽減理論と心証開示との関係
 - 2 心証開示の方法について
 - 3 具体的事例における心証開示の運用について
- IV 結びにかえて

I はじめに

心証開示とは、裁判官が自らの心証を当事者に対して開示することである。心証開示についての伝統的な見解は、「裁判官が事件について自らの心証

* 福岡大学法学部講師

を示し、判断を表すのは判決書に限るのであって、それ以外に事件についての心証を示すべきではない」というものであった¹。すなわち、裁判の公正さと中立性を確保するために、裁判官は「ポーカークフェイス」を維持すべきであるとされてきたのである。

しかし、旧西ドイツのいわゆる「シュトゥットガルト方式²」（裁判官が法律上の見解を述べて訴訟代理人と論争するなかで、法的争点を明確にして、証拠調べの結果に基づく心証を示して和解を勧めるという手法）が日本に紹介されたことによって、日本でも心証開示の必要性が理解されるようになり、裁判官は「ポーカークフェイス」を維持すべきとする伝統的理解も見直され始めている。

すなわち、裁判官が「ポーカークフェイス」を維持しているままでは当事者に対する不意打ちを招き、かえって手続保障を損なう結果になってしまうため、裁判官と当事者の間で審理内容について共通認識をもつことが必要であると考えられるようになってきたのである。心証開示とともに釈明権や法的観点指摘義務の重要性が増してきているのも、そのような背景があるためであろう。

近年の議論によれば、裁判官による心証開示が有効性を発揮するのは、争点整理段階および和解を勧める段階であるとされる（いわゆる「争点整理のための心証開示」と、「和解のための心証開示」である）。しかしながら、心証開示が有効に機能するのは、争点整理と和解の場面だけであろうか。証明

¹ 斎藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二〔編〕『注解民事訴訟法（3）〔第2版〕』（第一法規、1991年）323頁参照。

² シトゥットガルト方式についての文献として、木川統一郎「西ドイツにおける民事訴訟促進政策の動向」『訴訟促進政策の新展開』（日本評論社、1987年）1頁、吉村徳重「訴訟促進と弁論の充実・活性化」『井上正治博士還暦祝賀－刑事法学の諸相下』（有斐閣、1983年）301頁。

困難を軽減するための法理（事案解明義務³、証明妨害法理⁴、一応の推定⁵など）があるが、審理過程においてこれらの法理が適用される場合、いきなり適用されるとすると、当事者にとって不意打ちとなり、手続保障が尽くされないことになる。そこで、裁判官が事前に心証を開示することによって、証明困難軽減法理の適用がありうることを当事者に予告し、不意打ちを防ぐことが可能となるのではないか。また、このような心証開示によって、当事者に自発的な主張立証を促し、審理を充実させる効果も期待されよう。

本稿では、証明困難軽減に際して、裁判官の心証開示がどのような機能をはたすかという点について検討を試みる。

³ 事案解明義務とは、証明責任を負わない当事者の側に証拠が偏在するなどして、証明責任を負う当事者が証明困難な状況に置かれている場合に、証明責任を負わない側の当事者に事実関係を解明する義務を課し、証明責任を負う当事者の負担を軽減させるというものである。証明責任を負わない当事者が事案解明義務に従わない場合は、サンクションとして証明責任を負う当事者の主張する事実の真実擬制や証明責任の転換がなされる。すなわち、事案解明義務は、証明責任の分配原則に修正を加えることなく、裁判官の自由心証の枠内で、証明責任を負う当事者の証明困難を軽減するものである。事案解明義務についての文献として、春日偉知郎『民事証拠法研究』（有斐閣、1991年）247頁、竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀『民事裁判の充実と促進中巻』（判例タイムズ社、1994年）1頁、石田穰『証拠法の再構成』（東京大学出版会、1980年）。事案解明義務を現代型訴訟に限定せず、一般的な事例にも適用できると主張するものとして、右田克雄「証明責任を負わない当事者の事案解明義務」実務民事法（日本評論社、1985年）21頁以下。松本博之「民事訴訟における証明責任を負わない当事者の具体的事実陳述＝証拠提出義務について」法曹時報49巻7号（1997年）1頁。当事者の情報へのアクセスという視点から事案解明義務を論じたものとして、畑瑞穂「模索的証明・事案解明義務理論」鈴木正裕先生古稀『民事訴訟法の史的展開』（有斐閣、2002年）607頁。提訴前における相手方の事案解明についての協力義務について論じたものとして、濱崎録「提訴前手続における相手方の協力義務に関する一試論」香川法学27巻3・4号（2008年）65頁。事案解明義務の根拠論について論じたものとして、拙稿「事案解明義務の法的根拠とその適用範囲」同志社法学58巻7号（2007年）505頁。

II 心証開示についての議論

1 心証開示の適否

(1) 心証開示の意義

心証開示とは、文字通り、裁判官が当事者に対して自らの心証を示すことである。心証開示についての伝統的な考え方は、裁判官は裁判に要請される中立性を重視することが求められ、心証を外に示すのは判決書に限るというものであった⁶。しかし、近年では、民事紛争の適正かつ妥当な解決のためには、裁判所が当事者の意見を聞き、ともに結論を形成していくことが重要であるとされ、可能な限り心証を開示すべきであるという意見が登場してきた⁷。以下では、心証開示の適否についての議論を整理する。

(2) 心証開示について積極的な見解

心証開示について積極的な見解は、主として、心証を開示することによっ

⁴ 証明妨害法理とは、相手方当事者による証明妨害行為（故意・過失あるいは作為・不作為であると問わない。例えば、医師による診療録の改竄、公害企業による製造工程図の廃棄などがある）によって、証明責任を負う当事者が証明困難に陥った場合に、相手方当事者に不利な事実認定を行うことにより、両当事者間の利益調整をはかる理論である。主な文献として、本間義信「証明妨害」民商 65 巻 2 号 181 頁、渡辺武文「証拠に関する当事者行為の規律」講座民訴⑤ 161 頁。

⁵ 一応の推定とは、高度の蓋然性をもつ経験則のはたらきによって、事件の客観的状況から過失や因果関係といった要件事実を直接推認するという理論であり、表見証明とも呼ばれる。主な文献として、中野貞一郎「過失の『一応の推定』について」『過失の推認』（弘文堂、1978 年）1 頁、春日偉知郎「表見証明」判タ 686 号 46 頁、渡辺武文「表見証明と立証軽減」吉川大二郎博士追悼論集『手続法の理論と実践（下）』（法律文化社、1981 年）154 頁。

⁶ 小島武司＝加藤新太郎＝田辺信彦＝羽田野宣彦『民事実務読本Ⅱ 弁論・攻撃防禦』（東京布井出版、1990 年）175 頁。

⁷ 第一東京弁護士会「新民事訴訟手続試案（迅速訴訟手続要領）」ジュリ 914 号 53 頁。

て和解を促進させる効果を重視している⁸。証拠調べ手続の後の心証開示は、訴訟の勝敗の確実な予測手段となるため、和解による解決を促進することになるからである。

また、次のような主張もされている。すなわち、事件の争点について裁判所・訴訟当事者の認識が共通になっていなければ、証拠調べも効果的なものとならない。当事者が証拠調べの結果明らかとなった事実を前提として法律論を展開しても的外れなものになるという⁹。加えて、事件の争点について当事者の認識と裁判官の認識がずれていけば、判決内容が一方の当事者にとって不意打ちになったり、両当事者にとって肩すかしの判決になるおそれがあるという。

さらに、事実認定の適正化という観点から心証開示を説く見解もある。廣田尚久教授は、裁判官が適切な方法で事前に心証を開示して、当事者に認識のずれを修正する機会を与え、裁判官も心証を形成し、最終的に正しい判断に到達するということが望ましいと指摘する¹⁰。そして、心証開示を可能にする方法として、割合的認定の理論を利用することを提案する。すなわち、裁判官が割合的認定の手続を追加して、その手続を採用する旨を当事者に告知することを手続に折り込んでおけば、告知をすること自体が心証の開示になるという。審理の過程で裁判官が割合的認定の心証を固め、そのとおりに判決をすることができるのであれば、事前に心証を開示しても判決とは矛盾しないことになる。

⁸ 原竹裕「裁判官の法的観点の指摘と心証の披瀝」『民事訴訟法の争点〔第三版〕』（有斐閣、1999年）189頁参照。

⁹ 小島武司＝加藤新太郎＝田辺信彦＝羽田野宣彦・前掲書175頁。

¹⁰ 廣田尚久「裁判官の心証形成と心証の開示」吉村先生古稀『弁論と証拠調べの理論と実践』（2002年）479頁。

他にも、心証開示を、裁判官と当事者・訴訟代理人との間のコミュニケーションの一形態として理解する見解¹¹がある。この見解によれば、心証開示をしたために、かえってデイス・コミュニケーションの状態になっては意味がないため、心証開示は明確なものでなければならないとされる。そのためには、裁判官と当事者・訴訟代理人が一定の緊張関係に立ちながらも、対話をする姿勢が重要であるという。

(3) 心証開示について消極的な見解

伝統的見解は、裁判官の心証開示に消極的であった。裁判官は、公正さ・中立性が要請されるのであるから、常にポーカーフェイスでいなければならないという「裁判官＝ポーカーフェイス論」が、裁判官のあるべき姿勢とされてきたからである¹²。

他にも、職権主義が全面に出ることによって当事者の反発を招くおそれがあるという批判や、弁護士は審理経過によって見通しを立てているため、争点整理についての裁判所の心証開示にそれほどの効果はないのではないかとという批判がある。また、和解のための心証開示については、裁判官が心証を開示して特定の和解案を示すと、当事者に押しつけがちになるおそれがある。そして和解が成立しなかった場合に、裁判官が開示した心証に拘束され、自由な判断をすることが困難になるという指摘もある。

2 心証開示の具体的機能

(1) 争点整理のための心証開示

争点整理段階においても、心証開示は審理の充実のための有効な手段とな

¹¹ 加藤新太郎〔編〕『リーガル・コミュニケーション』（弘文堂、2002年）162頁以下。

¹² 加藤新太郎「心証開示における裁量」ジュリスト1268号（2004年）190頁以下参照。

りうる。争点整理を本格的に行うためには、心証形成が不可欠であるとされる¹³。当事者の主張と認否によって直ちに争点が現れるわけではなく、証拠調べの必要性の弱いものを除去し、真に証拠調べに値する実質的な争点のみを抽出することが期待されているという¹⁴。

争点整理のための心証開示は、①争点の指摘、②法律上の見解の表明、③狭義の心証開示の三つに分けて説明される。まず、①争点の指摘は、当事者と裁判官とが争点についての共通認識をもつために必要不可欠である。次に、②法律上の見解の表明は、法解釈や主張立証責任の分配など法律上の見解について当事者の意見が対立している場合に、裁判官が見解を表明することにより三者の共通認識を形成して、訴訟を進行させるものである。そして、③狭義の心証開示とは、証拠調べの結果もふまえて、その段階で裁判官が要証事実の存否についてどのような認識・判断をしているかを明らかにすることである。

(2) 和解のための心証開示

従来の心証開示の議論は、和解の促進を目的として論じられることが多かった。すなわち、証拠調べ後の心証開示は、判決内容の事前開示に等しい面があるため、当事者に和解を促す効果が期待されるからである。ただし、当事者が和解ではなく、上訴によって引き続き争うことを望む場合には、心証開示を判決理由中の説示に委ねたほうがよいとされる¹⁵。

当事者・訴訟代理人が事実上または法律上の問題点を見落としている場合、裁判官には、当事者・訴訟代理人に対して一般的見通しから告げ、抵抗

¹³ 伊藤真「民事訴訟における争点整理手続」法曹時報43巻9号（1991年）1頁参照。

¹⁴ 原・前掲論文189頁。

¹⁵ 原・前掲論文189頁。

感を少なくしてから、当該事件についての心証を告げる配慮が必要とされる。

また、和解のための心証開示について、心証開示請求権という概念を提唱する見解¹⁶がある。この見解によれば、心証開示請求権とは、裁判官が和解案を提示して和解を勧める場合には、当事者は裁判官に心証の開示を求めることができるという権能である。この場合、当事者は和解案と予測される判決内容とを比較して、どちらを選択するか決定することができる。和解のための心証開示は、当事者が求めた場合に限ってなされるべきであるため、当事者側の権能として構成すべきであるという。

3 小括

まず、心証開示の適否についてであるが、先述のように、消極的な見解もあるにせよ、肯定的に捉える見解が多くなっているといえる。やはり、事件の争点について、裁判官と当事者の認識が共通のものになっていなければ、証拠調べも効果的なものにならず、当事者が独りよがりの法律論に陥ってしまうおそれがあるため、裁判官が心証を開示することによって共通認識をもつことは必要不可欠であろう。

そして、心証開示の具体的な機能として、「争点整理のための心証開示」と「和解のための心証開示」が挙げられており、心証開示は審理の充実のために今後ますます重要性が増していくと思われる。

¹⁶ 垣内秀介「裁判官による和解勧誘の法的規律」民訴雑誌 49号（法律文化社、2003年）232頁以下。

Ⅲ 証明負担軽減に際しての心証開示の必要性

1 証明負担軽減理論と心証開示との関係

民事訴訟では、証明責任の原則により、証明責任を負う当事者が要件事実の証明に成功しなければ、敗訴の負担を負うことになる。この証明責任の原則によって、要件事実が真偽不明（ノン・リケット）の状態になったとしても、裁判所は判決を出すことが可能となる。

しかし、証明責任の原則をそのまま適用してしまうと、不公平な結果が生じてしまう場合がある。公害訴訟や医療過誤訴訟などの、いわゆる現代型不法行為訴訟の場合である。不法行為訴訟では、被害者が原告となり、加害者たる被告の過失や因果関係について、被害者たる原告が証明責任を負うことになる。しかも現代型訴訟の場合は、住民対企業、患者対病院というように、構造的に証拠が一方の当事者に偏在するといった情報格差が存在する。このような状況下では、証明責任を負う当事者はそもそも事実関係から隔絶されているため、全く証明活動を行うことができずに敗訴してしまう場合が多い。

そのため、現代型訴訟におけるそのような証明困難を軽減し、当事者の実質的平等を確保するための理論が考案されてきた。一応の推定、証明妨害法理、事案解明義務といった理論である。

しかし、従来の証明負担軽減理論は、証拠・証明レベルの議論に終始し、事実認定レベルでの議論がほとんどされてこなかったのではないか。すなわち、証明責任を負う側の証明の負担をどのように軽くするか、いかに相手方から証拠を出させるか、といった議論が中心で、事実認定の過程において裁判官にどのような影響を与えるかという問題が置き去りにされてきた感がある。

証明負担軽減の法理によって証明負担の軽減を図る際には、以下の二つの段階を経ることになる。すなわち、①まず裁判官の心証において証明負担軽

減が必要であると判断されること、②次に裁判官の心証形成の結果として、証明度が引き下げられたり、証明責任を負わない当事者に証拠提出を促したりといった具体的な効果が生じること、という二段階である。

しかし、従来の証明負担軽減の理論では、②の観点ばかりが強調され、証拠の偏在により証明困難があれば直ちに証明負担軽減を図る、といった機械的な論じ方が中心となっていたのではないだろうか。裁判官が証明負担軽減を図る際には、その前提として証明負担を軽減しなければいけないという心証が形成されていることになる。換言すれば、証明責任の分配原則をそのまま適用したのでは不当な結論が招来されるという心証が形成されることになる。

例えば、事案解明義務が用いられる場合、裁判官が証明責任を負わない当事者に対して証拠提出を求めるわけであり、換言すれば、事案解明義務が適用される前提として、裁判官の心証において、事案解明義務を適用すべきとの判断がなされたわけである。裁判官の心証形成の過程を無視することはできない。まずは、証明負担軽減の理論が、裁判官の心証形成にどのような作用を及ぼすのか、という点について検討する必要がある。

というのも、事実認定の過程は価値判断から無縁なものではなく、結果が不当で具体的妥当性を欠くという場合には、認定されるべき事実を動かして結論を変えるということが古くから普通に行われてきたという指摘¹⁷がある。

大前提たる法規に小前提たる事実をあてはめて結論たる判決を導く法的三段論法によれば、法規が同一である以上、証拠が同一であれば、認定されるべき事実も同一となるため、同じ事件であればどの裁判官が担当しても同一の結論が出されるはずである。しかし、実際の訴訟では、証拠以外のものが

¹⁷ 西野喜一『裁判の過程』（判例タイムズ社、1995年）93頁。

事実認定を左右することが相当程度あり、更にその内容及びその働き方が事件や裁判官ごとによって様々であるため、証拠関係が同一であっても、事実認定の結果の相違を来すことになる¹⁸。

このように、裁判官による事実認定過程において、結果の妥当性のために「事実を動かす」ことがあるとすると、証明困難な事例において、証明困難に陥っている当事者を救済するために、自由心証によって何らかの証明負担軽減を図ることは当然のことである。それゆえ、証明負担軽減の理論というのは、つまるところ全て自由心証の問題に帰結するといえるのではないか。換言すれば、従来は証明責任との関係で論じられることの多かった種々の証明負担軽減理論は、裁判官の自由心証という観点からも論じられるべきである。

自由心証の観点から証明負担軽減を論じる際には、特に心証開示について論じなければならない。裁判官が、証明負担の軽減が必要であるとの心証を形成した場合に、全く心証を開示しないまま、例えば事案解明義務や証明妨害の法理を適用したとすれば、それによって負担を負わされる当事者（証明責任を負わない当事者）にとって不意打ちとなり、手続保障に欠けることになるからである。

すなわち、裁判官による事前の心証開示があつてこそ、事案解明義務のような強力な義務を課して証明軽減を図ることが許されるものと解する。なぜなら、証明負担軽減の理論とは、証明責任を負わない側の当事者に対して主張立証を要求する理論であり、本来の証明責任分配の原則からすれば、明らかに例外的な法理である。そのような例外的な法理を適用するのであれば、当然に当事者（特に、不利益を受ける証明責任を負わない当事者）にとって

¹⁸ 西野・前掲書 84 頁。

は「寝耳に水」のような事態になりかねない。ゆえに、証明負担軽減の理論を適用する際には、裁判官は事前に「証明負担軽減の理論を適用する可能性がある」旨の心証を開示すべきである。

2 心証開示の方法について

前述したように、従来の心証開示についての議論は、主に争点整理と和解促進の関係でなされてきたが、証明負担軽減のレベルでも有効性を発揮するのではないかと考える。では、証明負担軽減の理論の適用に際して、裁判官は具体的にどのように心証開示を行えばよいのか。以下では、証明負担軽減理論の適用に際しての、心証開示の具体的方法について検討する。

まず、裁判所が何らかの証明負担軽減（事案解明義務、証明妨害法理、一応の推定など）の法理を適用する際には、いきなり適用するのではなく、事前に当事者に（特に事実・証拠を有している側の当事者）に、「いま事実・証拠を主張・提出しなければ、（例えば）事案解明義務を課することになる」という旨の心証を開示するのである。この心証開示を受けて、当該当事者が事実主張および証拠提出を行えば事案解明義務の適用を回避できる。逆に、当該当事者が裁判官から心証開示されても自発的に事実主張・証拠提出をしない場合は事案解明義務を適用することになるが、事前に心証を開示しているため、不意打ちとはならない。

このように、心証開示は医療におけるインフォームド・コンセントに似た性質を有するといえる¹⁹。すなわち、医師が手術前に患者に対して、いまか

¹⁹ 廣田・前掲論文 479 頁は、裁判官の心証開示は、医師にインフォームド・コンセントが求められ、行政官庁に情報公開が求められる世の中の一般的風潮とも合致し、自然なものを受け取られると思うと述べている。さらに、心証開示せずに不意打ち判決や肩透かし判決が行われれば、裁判不信につながると指摘する。

ら行う手術の方法やリスクを説明するのと同様に、裁判官は証明困難軽減の法理を適用する前に、当事者に対して「証明困難軽減の法理を適用すればどのような効果が生じるか」ということを説明する必要がある。そうすることによって、不意打ちを防ぎ、手続保障を充実させることが可能となろう。

3 具体的事例における心証開示の運用について

証明負担軽減の法理が適用される場面において裁判官による心証開示が必要であることは以上に述べたとおりである。それでは、具体的事例において、どのように心証開示を用いればよいのだろうか。以下、具体的事例にあてはめて検討する。

①【最一小判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁】（伊方原発訴訟²⁰）

事案解明義務が適用されたと理解されている伊方原発訴訟最高裁判決である。事実の概要は以下の通りである。

A電力株式会社は、愛媛県宇和島郡伊方町に原子力発電所（伊方原子力発電所）の建設を予定しており、核原料物質、核燃料物質および原子炉の規制に関する法律（以下、「規制法」という）23条1項²¹に基づいて、内閣総理大臣（被告、控訴審から通産大臣が訴訟承継した）に対して原子炉設置許可を申請した。昭和47年11月28日、内閣総理大臣はA電力株式会社に対し原

²⁰ 竹下守夫「伊方原発訴訟最高裁判決と事案解明義務」木川統一郎博士古稀『民事裁判の充実と促進中巻』（判例タイムズ社、1994年）2頁は、伊方判決の原子炉設置許可処分の適法性審査における主張・立証責任についての見解を、事案解明義務の考え方によって、はじめて理論的に根拠づけることができると指摘する。

²¹ 「原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。」（規制法23条1項）。

子炉設置許可処分（本件処分）を行った。これに対し、伊方町および近隣の住民であるXら（原告・控訴人・上告人）は、本件処分の取消を求める行政訴訟を提起した。なお、本件処分は、原子力基本法等の一部を改正する法律（昭和53年法律第86号）附則3条1項の規定により、Y（通産大臣、被控訴人・被上告人）がした処分とみなされ、控訴審からYが訴訟承継した。第一審、控訴審ともXらの請求は棄却された。Xらは上告した。

本判決は、まず「原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである」との立場を示した。

そのうえで「原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することにかんがみると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるも

のというべきである」と判示した。

このように、最高裁は、安全性についての主張・立証責任は被告行政庁が負うとしたが、原子炉設置許可段階の安全審査では「当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とする」と判示し、基本設計について安全性は確保されていると認定し、Xらの上告を棄却した。

原則として、本件のような裁量処分取消訴訟では、取消事由である被告行政庁側に裁量権の逸脱または濫用があったことについて、原告が主張・立証責任を負うことになる。しかし、最高裁は上記の点を理由に、第一次的に被告側に主張・立証する必要があるとした²²。このように、本判決は、最高裁として初めて、証明責任を負わない当事者も事案解明に協力すべき場合があることを明らかにしたものである²³。竹下守夫教授は、本判決の原子炉設置許可処分の適法性審査における主張立証責任についての見解を、事案解明義務の考え方によってはじめて理論的に根拠づけることができると指摘し、最高裁が事案解明義務を意識していたか否かは別として、事案解明義務の法理を実質的に承認し採択しているとして評価する²⁴。

さて、この伊方原発訴訟の事例において心証開示を行った場合どうなるか。判決理由中の「被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具

²² 上原敏夫「判批」民事訴訟法判例百選[第3版]（有斐閣、2003年）154頁は、本判決が、一定の要件の下で証明責任を負わない当事者に主張・立証を義務づける理論のさらなる展開のきっかけを提供したことを積極的に評価する。

²³ 伊方判決以前に、原発訴訟において事案解明義務を認めたと解される下級審判例としては、福島地判昭和59年7月23日判タ539号152頁、高松高判昭和59年12月14日判タ542号89頁（伊方最高裁判決の原審）、水戸地判昭和60年6月25日判タ564号106頁等がある。

²⁴ 竹下・前掲論文2頁。

体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」という部分が事案説明義務の適用として理解されているが、ここで、裁判官が「(本来は証明責任を負わない) 被告行政庁側が主張・立証しないと不利な事実認定がされる」旨の釈明をすることで、被告側の自発的な主張・立証を促すことができるのではないかと。たとえ被告が応じなかったとしても、心証開示したことによって不意打ちは防ぐことができる。

②【岐阜地判平成6年7月20日判タ861号49頁】(長良川河口堰建設差止訴訟)

事案説明義務の理論を、初めて原発以外の施設建設差止めに応用した注目すべき事例である²⁵。本件は、長良川流域の住民であるXら(原告)が、長良川河口堰が建設された場合、長良川の堤防が決壊してXらに財産的・身体的な被害が生じ、また、長良川の自然環境が侵害されると主張して、建設の事業主体であるY(水資源開発公団、被告)を相手に、財産権、人格権ないし環境権に基づき、本件堰の建設差止めを求める訴えを提起した事案である。

本判決は、まず、本件訴訟が科学裁判の性質を有していることから、本件堰の安全性については科学的、専門技術的知見に基づく合理的な判断がなされなければならないとしたうえで、本件堰の安全性に関する資料をY側が保持していることを考慮すると、公平の観点から、まずYが、安全性に欠ける点

²⁵ 田山輝明「判批」判時1567号(1996年)197頁は、事案説明義務のような理論は差止訴訟において必要不可欠であり、今後、同種の事件において定着すべき理論であるとして評価する。

がないこと（Xらの主張の危険ないし被害発生のおそれが存在しないこと、これらが存在する場合には、これらを防止するための対策が実施されていること）を相当の根拠および資料に基づき立証する必要があると判示した²⁶。

そして、Yが本件堰の安全性について必要とされる立証を尽くさない場合には、本件堰には安全性に欠ける点のあることが事実上推定され、また、Yが本件堰の安全性について必要とされる立証を尽くした場合には、安全性に欠ける点があることについての事実上の推定が破れ、Xらにおいて、安全性に欠ける点があることについて更に立証をしなければならないと判示した。

潜在的な危険性という点では、河口堰は原発よりも遥かに小さいが、裁判所は本件が科学的・専門技術的な内容をもつ「科学裁判」であることを考慮し、被告側に河口堰の安全性についての解明義務を負わせた²⁷。本判決は、原発訴訟に限らず、科学的・専門技術的な内容をもつ証拠偏在型の訴訟であれば、事案解明義務を応用しうることを示唆したといえる。

続く控訴審【名古屋高判平成10年12月17日判時1015号256頁】においてXらは、主位的請求（第一次請求）である環境権・安全権に基づく河口堰建設差止請求のほか、予備的請求として、本件堰の取去請求（第二次請求）、本件堰ゲート扉の閉鎖禁止請求（第三次請求）を新たに追加した。

²⁶ 大久保規子「判批」ジュリスト1056号（1994年）122頁は、伊方原発訴訟の最高裁判決では安全性に係る行政庁の判断の合理性が審査されたのに対し、事業主体を被告とする民事訴訟である本件訴訟の判決では、安全性そのものについて判断がなされている点が注目されると指摘する。

²⁷ 安西明子「判批」判タ1062号（2001年）222頁以下は、差止訴訟においては、事案解明義務の適用によって被告行政庁による主張立証がなされても、必ずしも当事者の公平が実現されるわけではないと指摘する。

本判決は、まず第一次請求について、すでに本件堰の建設工事が完了していることから、建設差止請求権自体が消滅しているとして、控訴を棄却した。第二次請求については、取去請求の相手方はその建造物を取去しうべき法的地位を有する者でなければならないとして、本件ではその点の主張立証がされていないとして棄却した。

そして、本判決は第三次請求について、本件堰ゲート扉の閉鎖による人格権侵害の具体的危険の存在に関する証明責任は原則としてXらが負うとしたうえで、災害時の危険に関しては、Xらにおいて、本件堰の安全性に合理的疑いがあること、およびそれによりXらの人格権侵害の結果が生じることを立証する必要があると、右の合理的疑いの立証に対しては、本件堰を建設、運用するYが、科学的・専門技術的な調査に基づき、具体的根拠を示して安全性に欠ける点がないことを立証する必要があると判示した。しかし、本件堰ゲート扉の閉鎖によってXらの人格権が侵害される具体的な危険があるとはいえないとして、第三次請求は棄却された。

本判決は、第三次請求に関して、Xらが本件堰の安全性に合理的疑いのあることおよび人格権侵害が生じることを立証した場合は、Yが本件堰に安全性の欠ける点のないことを立証する必要があるとした。

さて、この一連の長良川河口堰建設差止訴訟においても、事案解明義務の理論が適用され、証明負担軽減がなされたといえる。この事例においても、証明責任を負わない当事者である被告側にとって不意打ちになることを防ぐために、裁判官による事前の心証開示が望まれよう。すなわち、裁判官は審理の段階でYに対して、「まずYが、安全性に欠ける点がないことを相当の根拠および資料に基づき立証する必要がある」ということを説明し、Yが必要とされる立証を尽くさない場合には、Yにとって不利な事実認定がなされる可能性があることを伝えなければならない。そうすることによって、Yにとって立証を尽くさなかった場合の効果が予見可能となり、不意打ちを防止

することができよう。

③【新潟地判昭和 46 年 9 月 29 日下民集 22 卷 9・10 号別冊 1 頁】（新潟水俣病訴訟）

いわゆる新潟水俣病訴訟の判決で、証明妨害法理が適用されたと理解されている事例である。事実の概要は以下の通りである。

昭和 39 年から翌年にかけて、新潟県の阿賀野川下流域では、有機水銀中毒症が集中的に発生した。X 患者・遺族 77 名は、Y 会社に対して損害賠償請求訴訟を提起し、有機水銀中毒症の発生原因について、Y 会社の K 工場から阿賀野川に放出された工場排水に含まれるメチル水銀化合物に汚染された魚類を、大量に何度も摂取したことに起因する、という工場排液説を主張した。これに対し Y は、K 工場がメチル水銀化合物を生成、排出したことを否認し、阿賀野川の魚類が汚染されていたとすれば、その原因は、新潟地震の際に埠頭倉庫から流失した農薬であるという農薬説を主張した。

本判決は、「企業側において、自己の工場が汚染源になり得ない所以を証明しない限り、その存在を事実上推認され、その結果すべての法的因果関係が立証されたものと解すべきである」としたうえで、「Y は、K 工場アセトアルデヒド製造工程関係の製造工程図を焼却し、反応系施設、反応液等から試料を採取する等して資料を保存することなく、プラントを完全に撤去してしまっているし、本件の因果関係の存否の立証に、一企業としては他に例を見ない程、人的、物的設備を動員し、これに莫大な費用を投じている。しかし、Y は前記資料を廃棄等する以前、すでに K 工場が本件中毒症の汚染源として疑われていることを承知していたのであるから、これが疑惑を解くため、前記資料等を保存してさえおけば、これを証拠資料として……右因果関係の存在をたやすく覆すことができたものと思われる」と判示した。

本件は、公害訴訟における加害企業が、因果関係を不明にするため工場施

設の全てを撤去し、その資料が一切残らないようにした事例である。裁判所は、因果関係を事実上推認して、Xらの主張を認めた。ただ、本判決は事実上の推定であるというのが裁判所の見解と思われるが、本判決が事実上の推定であるかどうかは疑問である。むしろ、裁判所が、資料を隠滅するなどのYの行為を咎め、そのサンクションとして、Yに事実不説明の責任を負わせると説示していることからすれば、証明責任の転換を図ったと捉えるべきである。ともかく、公害訴訟における被害者救済という点から見て、証明妨害法理が有効に機能した事例といえよう。

さて、本件では証明妨害法理によって、本来は証明責任を負わないYが、自己の工場が汚染源になり得ない所以を証明しない限り、その存在を事実上推認されるとしている。そのような法理の適用がなされる可能性のあることを、事前に裁判官がYに対して全く知らせないとすると、やはりYにとって不意打ちになってしまう。よって、裁判官は、「まずYが主張立証をしなければ証明妨害の法理が適用され、Yにとって不利な事実認定がなされる可能性がある」旨の心証開示を行う必要がある。

④【東京高判昭和54年10月18日判時942号17頁】

本件も証明妨害についての事例である。事実の概要は以下の通りである。

航空自衛隊のパイロットAは、ジェット戦闘機での飛行訓練中、失速した状態で墜落し、死亡した。Aの遺族であるXら（原告・控訴人）は、本件墜落事故の原因は機体の欠陥および整備点検上の過失にあると主張し、Y（国、被告・被控訴人）に対して損害賠償請求訴訟を提起したが、第一審は請求棄却となった。これに対してXらが控訴を提起したのが本件である。控訴審においてXらは、本件事故が機体の整備不完全のために引き起こされたことを証明するため、本件事故について航空事故調査委員会が作成し、防衛庁航空幕僚監部が保管する「航空事故調査報告書」の提出命令を申し立てたところ、

この申し立てが認められた。しかし、最終口頭弁論期日になってもYが調査報告書を提出しないため、裁判所は口頭弁論を終結し、第一審判決を取り消してXらの請求を認容した。

本判決の要旨は以下のようなものである。すなわち、「当裁判所は、本件争点の特殊性を考え、右調査報告書が民事訴訟法312条3号（現220条3号）にいう挙証者の利益のために作成され、挙証者と文書の所持者との間の法律関係につき作成されたものに該当し、本件訴訟に必要な証拠方法となるものと判断し、かつ、これが本件訴訟資料に供されることによって航空自衛隊における今後の事故防止対策のための有力な調査方法を放棄せざるをえなくなるとのYの主張を認めず、この主張を前提として右調査報告書の提出により重大な国家的利益が失われるとのYの意見をしりぞけて、昭和54年4月5日右調査報告書の提出をYに命じた。同提出命令は同年4月7日Yに送達告知されたが、Yは、その提出を命じられた期限である次回口頭弁論期日……までに当裁判所に右文書を提出することなく、同年9月6日午前11時の当審最終口頭弁論期日に至ってもこれを提出しないから、当裁判所は、民事訴訟法316条（現224条1項）により、右調査報告書をもってXらが立証しようとする事実、すなわち本件事故が本件事故機の整備不完全のため惹起された事実を真実と認めることとする。」として、Xらの請求を認容した。

本判決では、証明妨害の一態様として、文書提出命令に従わない場合について扱っている。文書提出命令に従わない当事者への制裁については、実定法上に、当事者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる（民訴224条1項）、と規定されており、本件は実定法の規定による証明妨害法理を扱った代表的な事例といえる。

本件は明文規定のある場合の証明妨害法理が適用されているため、他の証明負担軽減法理に比べると、その法理が適用されるかもしれないという予測

可能性は高い。しかし、より当事者の手続保障を充実させるために、心証開示は必要であると考ええる。本件において心証開示を行うとすれば、被告国が当該調査報告書を提出しない場合、証明妨害の規定に基づき、被告国側に不利な判断がなされる可能性があることを裁判所が示唆するということになる。事前に心証を開示することによって、自発的な文書の提出を促すことが期待できるのではないだろうか。

⑤【東京地判平成2年7月24日判時1364号57頁】

本件も証明妨害についての事例である。事実の概要は以下の通りである。

XはY保険会社との間で、Xの所有する本件自動車について自家用自動車総合保険契約（以下「本件保険契約」という）を締結していたが、Xから本件自動車を借りたAが駐車車両に衝突するという交通事故を起こしたため、本件自動車は全損した。そこで、XはYに対して車両保険金の支払を求めるため提起したのが本件訴訟である。

これに対し、Yは、本件保険契約に付された保険料分割払特約によれば、分割保険料の支払が支払期日経過後一ヶ月以上遅滞した場合には、支払期日以降に発生した事故について保険会社は保険金を支払わないとされていると主張した。加えて、Xが事故当時三ヶ月分の分割保険料の支払を遅滞していたことから、保険金の支払義務を免れていたという抗弁を主張した。

このYの主張に対し、Xは、遅滞していた分割保険料額相当の現金および小切手を、事故発生日の夕方にYの保険代理店に交付しており、たとえ交付の事実が証明できなかったとしても、それはYの保険代理店がXに対して支払日を記載した領収証を交付しなかったためであると主張した。ゆえに、YがXの分割保険料の未払を主張することは信義則に反し許されないとして、Yは保険金支払義務を免れることができないと主張した。

裁判所は証明妨害の成立を認め、Yに証明責任を転換した。しかし、遅滞分

を支払ったときの状況について、Xの供述にあいまいな点が多く、支払に用いられた小切手の振出日が本件事故発生の翌日となっていたことなどから、本件事故後に支払があったと推認し、Xの請求を棄却した。

判決の要旨は以下のようなものである。すなわち、「被保険者（X）が、一旦保険休止状態が生じた後において、遅滞分割保険料の支払があったことを理由として、保険金の支払を求めるためには、右支払が保険事故の発生前にされたことを主張・立証することを要するのが原則であることも前示のとおりであるが、この原則は、被保険者が保険者（Y）の交付した遅滞分割保険料等についての弁済受領書等によりその日時を容易に立証することができることを考慮に入れてのものであるから、保険者又はその代理人が右法律上の義務を懈怠し、遅滞分割保険料等を受領した日時を記載しない弁済受領書を交付した場合には、保険者は、右義務の懈怠がその故意又は過失に基づくものではないといえない限り、遅滞分割保険料等の支払の日時について主張・立証責任を負う被保険者の立証を妨害したこととなるものというべきであり、これにより被保険者が陥る立証上の不利益に基づき保険者が利益を得ることになるのは公平の観念に照らして許されるべきものではない。したがって、右の場合には、被保険者は、保険金を支払ったのが保険事故の発生より前であることを主張・立証する要はなく、保険者において保険事故が遅滞分割保険料等の支払前に生じたことを主張・立証することを要することになるものというべきである。」と判示した。

本件の特徴として、従来の証明妨害に関する判例は、契約関係のない当事者間で証明妨害がなされたものがほとんどであったのに対し、本件は契約関係にある当事者間での証明妨害が問題となっている点が挙げられる。

また、証明妨害法理の効果として、学説上自由心証説が有力であるのに対し、証明責任の転換を認めたことも注目値する。本件のように、保険契約者が保険料の分割特約に基づく分割保険料の支払を、自己の責めに帰すべき事

由により支払期限および猶予期間一ヶ月を経過したため、その後に発生する事故につき保険者が保険金支払義務を負わない法律状態を「保険休止状態」という。本件においては、この「保険休止状態」が生じている場合に、その終了要件として保険契約者が遅滞分の支払について証明責任を負わねばならない、ということが前提として存在したため、証明責任の転換という強い効果が認められることになったのである²⁸。

さて、本件では証明妨害に対する制裁として証明責任の転換がなされたわけであるが、やはり、証明責任の転換を行う前に、裁判官はYに対して、「Yにおいて保険事故が遅滞分割保険料等の支払前に生じたことを主張・立証することを要する」という旨の心証を開示すべきである。

⑥【最二小判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁】（東大ルンバールショック事件）

「一応の推定」により、発作およびその後の病変とルンバールとの間に因果関係を認めた事例である。事案は以下の通りである。X（当時3歳）（原告・控訴人・上告人）は、化膿性髄膜炎のため、昭和30年9月6日、東大附属病院に入院し、治療を受けたところ重篤な状態を脱して快方に向かっていた。しかし、同月17日、担当医師によりルンバール（腰椎穿刺）による髄液採取とペニシリンの髄腔内注入の施術を受けたところ、その15分ないし20分後に突然、嘔吐やけいれんの発作を起こし、右半身不全麻痺、性格障害、知能障害、運動障害等を残した欠損治癒の状態同年11月2日に退院した。Xは、現在においても、知能障害、運動障害等の後遺症がある。

²⁸ しかし、本判決において証明責任の転換が認められたからといって、これをもって一律に証明妨害の効果として証明責任の転換が認められると解するのは誤りであろう。このような処理が可能となったのは、本件の具体的状況の裏打ちがあったからである。

そこで、Xは、Y（国、被告・被控訴人・被上告人）に対し、右後遺症はルンバール施術のショックによる脳出血が原因であり、ルンバールの実施および発作後の看護、治療上に過失があったとして、使用者であるYに対して損害賠償を請求した。これに対し、Yは、本件発作とその後の障害は化膿性髄膜炎の再燃によるものであり、ルンバール施術との因果関係はなく、看護・治療上の過失もないと主張した。第一審は、ルンバール施術と脳出血との因果関係については、他に本件発作の原因となるべき特段の事情が認められない限り、右ルンバールにより、本件発作および脳出血が生じたものと推定するのが妥当であると判示した。しかし、Y側の過失は認めず、Xの請求を棄却した。続く原審では、本件発作と病変の原因は脳出血によるか、もしくは化膿性髄膜炎またはこれに伴う病変の再燃のいずれかによるものとはいえても、そのいずれによるかは判定しがたいと判示し、看護・治療上の過失はないとした。

上告審は、事実関係を総合考慮した結果「他に特段の事情が認められないかぎり、経験則上本件発作とその後の病変の原因は脳出血であり、これが本件ルンバールに因って発生したものというべく、結局、Xの本件発作及びその後の病変と本件ルンバールとの間に因果関係を肯定するのが相当である」と判示した。本判決は、ルンバールと脳出血との間の因果関係、および脳出血と本件発作との間の因果関係を、「一応の推定」によって認定したものと解される。

本件は因果関係について「一応の推定」理論が適用され、証明負担が軽減された事例である。やはり、「一応の推定」についても、裁判官は審理段階において、「一応の推定」理論を適用する可能性があるという心証を、前もって当事者に伝えておく必要があるだろう。何の前ぶれもなく、「一応の推定」が適用されれば、Yにとっては不意打ちとなり、手続保障に欠けることになるからである。

⑦【東京地判昭和42年6月7日下民集18巻5・6号616頁】

過失について「一応の推定」が適用された事例である。事実の概要は以下の通りである。

昭和37年11月12日、Aはタクシーにはねられ、後頭部を強打した。Aは直ちにB病院に運ばれたが、後頭部に内出血している可能性があり後遺症のおそれもあったため、C病院（国立病院）に転送された。C病院でAは脳血管のレントゲン撮影のため、頸動脈に造影剤の注射をされたが、注射針が操作中に抜けてしまい血腫を作ったため、2センチメートル上部に二度目の注射がなされたところ成功した。続いて前後像の撮影と側面像の撮影が行われたが、前後像の撮影は造影剤が不十分なため失敗した。そこで、もう一度前後像を撮影するために準備している間に、Aは失神した。一昼夜を経てAは辛うじて意識を回復したが、左半身に麻痺が残ってしまった。その後、麻痺は多少快復したものの、C病院の施術に不安を感じたAは、麻痺を少し残したまま、自らの希望により同年12月31日に退院した。しかし、退院後Aの健康状態は悪化し、諸関節が次第に硬直し、昭和39年3月12日に死亡した。Aの遺族であるXら（原告）は、Aの死因は間接的にはタクシーにはねられたことにあり、直接的には診療のために訪れたC病院での施術に失敗があったことにあるとして、タクシー会社Y1（被告）とY2（被告・国）が共同不法行為の関係に立つとして、Y1とY2に対して損害賠償を求める訴えを提起した。

裁判所は、「施術者にどのような注意義務違反があったかについては原告らは主張立証するところがないのであるが、当裁判所は、医学の如き高度の専門的分野における施術上の過失の有無が、その施術者を雇う者を被告として使用者責任の間われているような場面において、判断の対象となる場合には、施術上の不手際とその直後における症状の悪化とが原告により立証されれば、一応施術上の過失とそれに基づく傷害とを推認して差支えなく、当

該施術に関する医学上の専門的知識と資料とを保有する被告側において、その不手際はむしろ医術の限界を示すものであることを明らかにするなどして過失の証明につき反証をあげるか、もしくはその不手際と症状の悪化との間には因果関係のないことを証明するかしない限り、被告の責任を肯定すべきであると考えられるものであって、本件において、施術後の症状の悪化が、右の認定および後段判示のように肯定しうる以上、その余の立証の負担は被告国に移ったと見るべきである。」と判示した。

本判決は、原告が医師の「施術上の不手際」および「その直後における症状の悪化」について立証すれば、「施術上の過失とそれに基づく傷害」が推認されるとしていることから、「一応の推定」の理論を用いたものと理解される。そして因果関係についても、「(医師の) 不手際と症状の悪化との間には因果関係のないことを証明するかしない限り」とあるように、因果関係の証明責任は原告側にあり、被告は一応推認される因果関係を覆すための間接反証責任を負っていると理解できる。

本件においても、被告にとって「一応の推定」が不意打ちとなることを防ぐために、裁判官は、原告が医師の「施術上の不手際」および「その直後における症状の悪化」について立証すれば、「施術上の過失とそれに基づく傷害」が推認されるという点について心証開示することが必要であろう。

さて、以上のように、証明負担軽減（事案説明義務、証明妨害法理、一応の推定）の理論が用いられる事例においては、証明負担が軽減されて不利益を被る側の当事者（証明責任を負わない当事者）にとって、証明負担軽減法理の適用が不意打ちとなるおそれが極めて高い。それゆえ、証明負担軽減法理の適用前に、裁判官は当事者（証明責任を負わない当事者）に対して心証を開示することが望まれる。

IV 結びにかえて

従来、裁判官は、訴訟指揮や証拠の採否等の際に、直接的ではないにしても自己の見解や心証を開示してきたのであり、当事者も裁判官の心証を読み取ろうとしてきたわけである²⁹。もはや、裁判官がポーカーフェイスを貫くことが良しとされる時代ではない。適切な心証開示により、裁判官と当事者との間に共通認識を形成することが審理の充実のために望まれよう。

そして、争点整理のための心証開示、和解のための心証開示とともに、証明負担軽減に際しての心証開示が必要である。すなわち、証明負担軽減法理の適用前に、裁判官が当事者に対して「いま事実主張・証拠提出を行わなければ、証明負担軽減法理を適用する可能性がある」旨の心証開示を行うことにより、不意打ちを防ぎ、手続保障を充実させることができると解する。

さらに、証明負担軽減に際しての心証開示の効能として、当事者の自発的な主張・立証を促進することができる考える。つまり、事案解明義務等の証明負担軽減法理によって無理やり証拠を提出させられるのではなく、事前の心証開示によって当事者に自発的な主張・立証を促すのである。この心証開示によって手続保障が尽くされ、当事者が主体となる審理を実現しうるのではないか。このように、争点整理のための心証開示、和解のための心証開示に続く、心証開示の第三の機能として、証明負担軽減に際しての心証開示がありうると考える。

²⁹ 岩佐善巳ほか『民事訴訟のプラクティスに関する研究（司法研究報告書40輯1号）』（法曹会、1989年）86頁参照。